

契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法 第 37 条の 3 に基づき、投資顧問契約締結前にお客様へお渡しする書面です。)

この書面をよくお読み下さい。

商号 株式会社 東京総合研究所

住所 東京都渋谷区東 3-17-15 iD EBISU 6F

電話番号 03 (6721) 7151 金融取引業者

当社は、投資助言業を行う金融取引業者であり、登録番号は次のとおりです。

登録番号：関東財務局長（金商）第 2507 号

【投資顧問契約の概要】

① 投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。

② 当社の助言について、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。

当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。

売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

【報酬等について】投資顧問契約による報酬 国内外の有価証券（株式、株式先物、株式オプション、投資信託、為替証拠金取引、債券に関する価格及び指数）を対象とし、その分析に基づく投資判断に関し、以下の会員区分に従い、助言を行います。

投資顧問サービス (会員区分)	契約期間・報酬額・支払の時期等	助言の内容及び方法
株式コース 成功報酬型投資助言 サービス	年会費：初回のみキャンペーン価格 27 万 7200 円（税込）とし、それ以降は 34 万 6500 円（税込）を契約締結時に支払う。 成功報酬：利益の 20%（税別）請求書到着後 5 日以内に支払う。 契約期間：1 年間 但し、契約期間終了日の 1 ヶ月前までに当社又は顧客から契約終了の意思表示がない限り、契約は自動更新したものとみなし、さらに 1 年間延長するものとし、それ以降も同様とする。 顧客からの契約終了の意思表示は当社規定の申請書での提出のみと	株式（ETF、信用取引含む）に限定して、電子メールによる売買助言、ならびに緊急時の電話による助言を行う。 指示回数は、契約期間中、一回以上行い、以降、回数、送信時間などは、相場状況により、不定とする。 配信回数、配信期間に関わらず契約期間中の解約、会費の返還は出来ないものとする。

	<p>し、当社からの解約手続き完了の通知をもって解約の成立とする。それ以外は認められないものとする。</p>	
<p>先物 OP コース 成功報酬型投資助言 サービス</p>	<p>年会費：初回のみキャンペーン価格 27 万 7200 円（税込）とし、それ以降は 34 万 6500 円（税込）を契約締結時に支払う。</p> <p>成功報酬：利益の 20%（税別）請求書到着後 5 日以内に支払う。</p> <p>契約期間：1 年間 但し、契約期間終了日の 1 ヶ月前までに当社又は顧客から契約終了の意思表示がない限り、契約は自動更新したものとみなし、さらに 1 年間延長するものとし、それ以降も同様とする。</p> <p>顧客からの契約終了の意思表示は当社規定の申請書での提出のみとし、当社からの解約手続き完了の通知をもって解約の成立とする。それ以外は認められないものとする。</p>	<p>日経平均先物およびオプション取引に限定して、電子メールによる売買助言、ならびに緊急時の電話による助言を行う。</p> <p>指示回数は、契約期間中、一回以上行い、以降、回数、送信時間などは、相場状況により、不定とする。</p> <p>配信回数、配信期間に関わらず、契約期間中の解約、会費の返還は出来ないものとする。</p>
<p>OP スタートコース 成功報酬型投資助言 サービス</p>	<p>会費：16 万 5000 円（税込）</p> <p>契約締結時に支払う。</p> <p>成功報酬：利益の 20%（税別）請求書到着後 2 日以内に支払う。</p>	<p>オプション取引に限定して、電子メールによる売買助言、ならびに緊急時の電話による助言を行う。</p>

	<p>契約期間:3 か月</p>	<p>指示回数は、契約期間中、一回以上行い、以降、回数、送信時間などは、相場状況により、不定とする。</p> <p>配信回数、配信期間に関わらず、契約期間中の解約、会費の返還は出来ないものとする。</p>
<p>法人専用アドバイス 成功報酬型投資助言 サービス</p>	<p>年会費：594 万円（税込）契約締結時もしくは月払いで支払う。</p> <p>成功報酬：利益の 20%（税別）請求書到着後、2 日以内に支払う。</p> <p>契約期間：1 年間</p> <p>顧客からの契約終了の意思表示は当社規定の申請書での提出のみとし、当社からの解約手続き完了の通知をもって解約の成立とする。それ以外は認められないものとする。</p>	<p>株式（ETF、信用取引含む）、日経平均先物およびオプション取引に限定して、電子メールによる売買助言、ならびに緊急時の電話による助言を行う。</p> <p>指示回数は、契約期間中、一回以上行い、以降、回数、送信時間などは、相場状況により、不定とする。</p> <p>配信回数、配信期間に関わらず契約期間中の解約、会費の返還は出来ないものとする。</p>
<p>先物 OP トライアルコース</p>	<p>会費：16 万 5000 円（税込）契約締結時に支払う。</p> <p>成功報酬：なし。契約期間の会費のみとする。顧客からの契約終了の意思表示は当社規定の申請書での提出のみとし、当社からの解約手続き完了の通知をもって解約の成立とする。それ以外は認められないものとする。</p> <p>契約期間:3 か月または、運用益が 100 万円に到達する期間のうち、短い期間とする。（サービス開始後は契約締結日当日であっても運用益が 100 万円に到達した時点で契約期間は終了する）</p>	<p>日経平均先物（ミニを含む）およびオプションに限定して、電子メールによる売買助言を行う。期間は 3 ヶ月又は運用益が 100 万円に到達するまでとし、その間、不定回数の売買助言を行う。日経平均先物はレンジ 2 枚を限度とし、オプション取引はレンジ 2 枚を限度とする。運用益が期間途中でマイナスになった場合でも、上記枚数を限度として期間内利益 100 万円達成までサービスを続け、利益計算を行うものとする。</p> <p>利益計算に使用する価格は、メール送信時の価格、また数量は、0.1 は、ミニ 1 枚として計算する。</p> <p>なお、助言は基本的に配信方式とし、ポジションを建てるために必要に応じて資金の差し入れは自己判断で行うこととする。</p>

		<p>なお、相場予測が困難等の事情により、期間内に一度もシグナル配信（ポジション構築と決済の指示）がなされなかった場合には、事前徴収した会費全額を返金するものとする。</p>
--	--	---

注：会費及び報酬額には、別途消費税がかかります。

成功報酬型投資助言サービスにおける成功報酬の算出方法等

- ・当投資助言サービスに依る指示において確定した一取引ごとの利益に 20% を乗じた金額（税別）を成功報酬としてご請求させていただきます。この際、証券手数料、その他の税金は考慮しないものとします。
- ・原則として、一取引ごとに利益が確定した時点までのご請求になります。
- ・お客様からの取引明細書の送付もしくは通知が遅れている場合には、概算にて計算し、次回請求時に調整いたします。支払い期日はご請求時より原則として 2 営業日以内とします（株式取引または CFD 取引の場合は 5 営業日以内）。ご請求金額は当社指定口座までお振込下さい。期限を過ぎてなお、ご入金いただけない場合は、投資助言サービスを一時停止させていただきます。また、前回ご請求以降の損失確定分は、成功報酬計算から除外いたします。
- ・手持ちの有価証券について新株が無償交付された場合は、修正価格または増加株数に応じて計算するなど実質的な損益を計算対象とします。
- ・当社の助言に基づき取引した有価証券について、当社が益出し売買の助言をしたにも関わらず、顧客の意志で決済しなかった場合、原則として、決済助言当日の終値、株式の場合は当日大引け、日経平均先物の場合は日中取引の終値、もしくは夜間取引の終値のうち、決済指示を出した時間の属する時間帯のいずれか、FX 取引の場合は決済指示に記載の取引値にて差益計算します。
- ・当社への報告前に顧客の意志で決済した場合は、原則としてその価格にて差益計算し、成功報酬計算を行います。
- ・当社指示とは無関係な取引が多発し、助言サービス契約の意味をなさない当社が判断する場合には、顧客と契約の見直しを行います。
- ・契約期間満期日又は、中途解約日の手持ち有価証券等については、契約期間満期日又は、中途解約日の終値で評価し清算します。（契約更新の場合はこの限りではありません。）

(取引および価格の確認方法)

当社助言に基づく売買を行う専用証券口座等を設定、助言に基づき売買した有価証券について、証券会社から送信される約定通知メールを当社指定のメールアドレス宛てに送信されるよう設定いただくことで、約定を確認します。やむを得ぬ事情により、証券会社等より送付される「売買取引明細書」のコピーを郵送、または FAX にて送信してもらう方法で代替することも可能とします。なお、これらの売買の連絡がない場合には、メール指示値または当社売買助言表の記載により確認します。またトライアルおよび FX を使用するサービスの約定値はメール送信時の市場価格とし、決済もメール送信時の価格を約定値として計算いたします。

(契約解除またはサービス停止時の保有株式について)

契約解除またはサービス停止の際、助言に従って購入した株式を保有し、利益が生じる場合は解約日の終値を基準に成功報酬計算を行い、報酬が出る場合は即日請求させていただきます。損失が生じた場合、弊社はこれを賠償する責任は負いません。

【助言対象資産に想定されるリスク等について】投資助言対象とされる資産に関しては、下記のようなリスクがあります。

株式	<ul style="list-style-type: none"> ○ 株式変動リスク：株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失ったりすることがあります。 ○ 株式発行者の信用リスク：市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価等により、売買に支障をきたし、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。
CFD	<ul style="list-style-type: none"> ○ 価格・指数変動リスク：CFD価格や指標の変動により、証拠金額以上の損失を被る可能性があります。また、利益を保証するものではありません。 ○ 証券会社およびカバー先といわれる提携金融機関等の業務や財産の状況の悪化等により、証拠金の一部が返還されず、損失を生じるリスクがあります。 ○ レバレッジ効果により比較的少額の証拠金を差し入れることで、証拠金の何倍もの大きな元本金額のCFD取引が可能となっています。このため、少額の証拠金によりわずかな価格の変動で大きな利益を得ることが可能ですが、反対に、証拠金を超える大きな損失を被る可能性もあります。 ○ 原資産の流動性の低下に伴い、証券会社が提示するCFDの流動性が低下することがあり、取引ができないリスクがあります。また、相場状況やお客様の注文数量、通信環境等によって市場レートと乖離がある場合、約定が遅くなるリスクがあります。
日経平均先物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 株価指数先物取引の価格は、対象となる株価指数の変動等により変動します。相場の変動により、投資元本（証拠金）を割り込む、または投資元本以上の損失を被ることがあります。また、利益を保証するものではありません。 ○ 株価指数先物取引は取引金額に比べ少額の証拠金により取引を行います。証拠金の数十倍の取引ができるため、大きな利益を期待できる一方で、相場が予想に反して推移した場合には、同様の効果により損失が膨らむ可能性があります。 ○ 相場の変動によっては、当初差入れた証拠金では足りなくなり、追加の証拠金を預けなければ取引が継続できなくなることがあります。また、証拠金を追加したとしても、更に損失が膨らみ証拠金が戻らなくなることや、それ以上の損失になることもあります。 ○ 株価指数先物取引の価格は需給により決定されます。相場の状況によっては、意図したとおりの価格で取引ができないこともあります。また、制限値幅に達したような場合、転売・買戻しによる決済ができない状況が発生する可能性もあります。
日経平均先物オプション	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日経平均先物オプションのプレミアムは、対象となる日経平均株価の変動等により変動します。元本や利益が保証された商品ではありません。 ○ 日経平均先物オプション取引の買い手は、相場が予想に反して動いた場合、支払ったプレミアム全額が損失になる可能性があります。 ○ 相場の変動によっては、当初差入れた証拠金では足りなくなり、取引を続けるには追加の証拠金を現金で預けなければ取引が継続できなくなることがあります。また、証拠金を追加したとしても、更に損失が膨らみ証拠金が戻らなくなり、それ以上の損失になることもあります。 ○ 日経平均先物オプション取引の銘柄によっては、日経平均株価の変動幅に比べプレミアムが大幅に変動します。大きな利益が期待できる反面、相場が予想に反して動いた場合には大きな損失になる可能性があります。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日経平均先物オプションのプレミアムは需給により決定されます。相場が大きく変動した時は、相手になる注文が少なくなり、希望の値段で取引できなくなる可能性があります。
FX (外国為替 証拠金) 取引	<ul style="list-style-type: none"> ○ FX (外国為替証拠金) 取引は、スワップポイントの変動または、受け払いの逆転、各国の金融政策、金融 指標の数値の変動等によって通貨ペアの価格が変動しますので、元本及び利益が保証されるものではありません。 ○ FX 取引は、取引額 (約定代金) に対して少額の必要保証金をもとに取引を行うため、必要保証金に比べ多額の利益を得ることもありますが、その一方で短期間のうちに多額の損失を被る可能性があります。 ○ FX 取引は、通貨等の価格又は金融指標の数値の変動により損失が生ずるおそれがあり、かつその損失の額が預託した保証金の額を上回ることがあります。
投資信託	<ul style="list-style-type: none"> ○ 投資信託は以下のリスク等により、元本を割り込むことがあります。(基準価額の変動リスク) ○ 価格変動リスク：株式、公社債など値動きのある有価証券を組入れて投資するため投資元本を割り込むことがあります。 ○ 為替変動リスク：日本以外の外国の株式や公社債などを組入れ有価証券などとして投資を行う場合、為替相場の変動の影響により投資元本を割り込むことがあります。 ○ 信用リスク：組入れ有価証券の発行者 (あるいは保証会社) の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部機関の評価の変化その他の信用状況の変化等の影響に基づく基準価額の変動により投資元本を割り込むことがあります。
債券	<ul style="list-style-type: none"> ○ 価格変動リスク：金利等の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、債券発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。一方、債券によっては、期限前に償還されることがあり、これによって投資元本を割り込むことがあります。 ○ 為替変動：日本以外の外国の公社債に投資する場合、為替相場の変動の影響により投資元本を割り込むことがあります。 ○ 信用リスク：市場環境の変化、債券発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価等により、売買に支障をきたし、換金できないリスクがあります。(流動性リスク) この結果、投資元本を割り込むことがあります。

【クーリング・オフ制度の適用について】 この投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取扱いは、次のとおりです。

(1) クーリング・オフ期間内の契約解除お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して 10 日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。契約の解除に伴う報酬の精算は次のとおりです。

- ① 投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合、投資顧問契約締結のため通常要する費用 (封筒、通信費等) 相当額を差引いた残額をお返しいたします。
- ② 投資顧問契約に基づく助言を行っている場合
 - a. 日割り計算による精算対象サービス：日割り計算による精算は、以下のコース、サービスを対象とする。

- ・株式コース 成功報酬型投資助言サービス（会費＋成功報酬型）
- ・先物 OP コース 成功報酬型投資助言サービス（会費＋成功報酬型）
- ・OP スタートコース 成功報酬型投資助言サービス（会費＋成功報酬型）
- ・法人専用アドバイス 成功報酬型投資助言サービス（会費＋成功報酬型）
- ・先物 OP トライアルコース（会費型）

精算方法：日割り計算した報酬額（契約期間に対応する報酬額÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められるのみ。）をいただきます。この場合、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた一円未満の端数は切り捨てます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

（２）クーリング・オフ期間経過後の契約解除クーリング・オフ期間経過後は、お客様又は当社は、相手方に対する1ヶ月前の文書により意思表示をして契約を解除することができるものとします。但し、この場合、事前徴収した会費の返還は致しません。また、成功報酬型投資助言サービスにおける解約に際して、成功報酬が発生する場合には、解約日の終値で成功報酬計算を行い、即日請求させていただきます。なお、契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

【租税の概要】

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用されます。例えば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

【投資顧問契約の終了事由】 投資顧問契約は次の事由により終了します。

- ① 契約期間の満了（契約更新の場合を除きます。）
- ② クーリング・オフ又はクーリング・オフ期間経過後において、お客様からの書面による契約解除の申出があった場合。
- ③ 甲が成功報酬の対象となる取引を隠ぺいし、正当な報酬計算を妨害もしくはその報酬を支払うこと無く取引を行った場合
- ④ 甲が提供を受けた投資顧問サービスを、第三者に漏洩し、若しくは第三者と共同して利用した場合。当社が投資助言業を廃業したとき。

【禁止事項】

当社は、当社が行う投資助言業に関して、次のことが法律で禁止されています。

1. お客様を相手方として又はお客様のために以下の行為を行うこと。
 - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
 - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
 - 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理・取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引・外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引

○ 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理

2. 当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、お客様から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は当社と密接な関係にある者にお客様の金銭若しくは有価証券の預託させること。

3. お客様への金銭若しくは有価証券の貸付け、又はお客様への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けにつき、媒介、取次ぎ若しくは代理をすること。

【会社の概要】

1	資本金	1000 万円
2	役員の氏名	代表取締役 大山 充
3	主要株主	大山 充
4	分析者・判断者	大山 充
5	助言者	大山 充
6	当社への連絡方法	電話 : 03 (6721) 7151 E-mail : advice@888.co.jp
7	当社の苦情処理措置について	当社は、お客様からの苦情のお申出につき、真摯・迅速に対応するよう努めてまいります。苦情等のお申出先は上記 6 のとおりです。苦情処理・紛争解決措置に関しては、別途「苦情処理及び紛争解決措置に関する社内規則」をご参照下さい。
8	当社の紛争解決措置について	当社は、以下の東京三弁護士会との協定に基づき紛争の解決を図ることとしています。
9	当社が行う業務	当社は、投資助言業の他に、広告業、その他（講師・執筆）を行っています。
10	当社が加入している金融商品取引業協会	当社が加入している金融商品取引業協会はありません。